官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○消費者安全法に基づく登録試験機関の代表者の氏名の変更を公示する件（**消費者庁**一三）　二
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**七～九）　二
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（**総務**三九二）　二
○アフガニスタン・イスラム共和国における国境地域における経済活動の促進による女性の生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**外務**四五六）　二
○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四五七）　二
○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四五八）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一八七一～一八七七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇五九～一〇六一、一〇六三、一〇六四）　三
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一〇六二、一〇六五）　五
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（**同**一〇六六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二六八～二七四）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**九八）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五〇）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一三六）　六

〔国会事項〕
内閣　財務省　七
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
法務
公証人任免（法務省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五五）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金変更関係　三〇
地方公共団体
特定空家等関係　三一
会社その他

その他告示

○消費者庁告示第十三号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十四の規定に基づき、同法第十一条の九に規定する登録試験機関に係る登録を受けた独立行政法人国民生活センターから、代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第十一条の二十六の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十日

消費者庁長官　堀井奈津子

変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
山田　昭典	村井　正親	令和七年六月一日

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号））に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社三菱ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号））に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号））に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　会津信用金庫

二　住所　福島県会津若松市馬場町二番十六号

○総務省告示第三百九十二号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務に関し、令和七年十一月二十六日付けで同規程第三条第一項第四号及び第五号に係る変更を認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　ＭＩＮＤタイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

3　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社

4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation

5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４―６―８

○外務省告示第四百五十六号

令和七年十一月十八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における国境地域における経済活動の促進による女性の生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

令和七年十二月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　国境地域における経済活動の促進による女性の生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千四百万円

3　贈与の供与期限　令和八年十月三十一日

4　署名者

日　本　側　正本謙一在アフガニスタン大使館大使

国際連合開発計画側　スティーブン・ロドリケス在アフガニスタン事務所代表

○外務省告示第四百五十七号

令和七年十一月十一日に東京で、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

令和七年十二月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千五百万円

3　署名者

日　本　側　浅利秀樹在ヨルダン大使

ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

○外務省告示第四百五十八号

令和七年八月五日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

令和七年十二月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　胡摩窪淳志在トーゴ大使

トーゴ側　アントワン・レクパ・ベベニ農業・村落給水・農村開発大臣

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県額田郡幸田町大字桐山字琴沢八、九、三一の一から三一の三まで、三二、三五の一、三七の一、三八の一、四三の一、四三の三、四三の四、四六の一、字奥山一の一、一の二、一三の一、一三の三、一四の一、一五、一六、一九の一、一九の二、二二、二四から二六まで、二九の二、三〇の二、三一の六、三九から四五まで、四六の一、四七から四九まで、五三の一、五五、五七の三、五九、六〇、六三の一、六四の一、六四の六、六五から六九まで、七〇の一、七五、七六、七八、七九、八二から八六まで、八七の一、八七の二、八八の一、八八の三、八九の一、八九の三、九〇の一、九〇の三、九一の一、九一の三、九三の一、九四の一、九五から九八まで、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、一〇二の三、一〇二の四、一〇三の一、一〇四の一、一〇四の三、一〇五の一、一〇六の一、一〇六の四、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一〇九の四、一一〇の一、一一一の一、一一一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県豊橋市伊古部町字枇杷ケ谷二の五二、豊川市平尾町源租六一の二五、御津町金野山影一九の二七（国有林）、一九の一九、一九の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字枇杷ケ谷二の五二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県小城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千之尾川

二　砂防法第二条の土地の表示
福岡県久留米市田主丸町竹野の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を昭和三十七年建設省告示第二千六百六十五号で指定した千之尾川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°19′11.1143″	130°39′42.8797″
2	33°19′08.4769″	130°39′44.0873″
3	33°19′07.9940″	130°39′43.8297″

○国土交通省告示第千六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五本柳川第一

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県伊万里市大川内町
字中川原　丙九八三番　一号、四号及び五号、丙八三番　二号及び三号
地先河川敷　丙九八六番　六号
丙一〇四四番　七号
丙一〇五〇番一　八号
丙一〇八三番　九号
丙一〇八七番一　十号及び十一号

○国土交通省告示第千六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中口沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡喬木村の区域内の土地のうち、次の一点から百十三点までを順次結んだ線及び一点と百十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八十三号で指定した加賀須川に掲げる土地の区域及び昭和三十二年建設省告示第千六百九十一号で指定した加賀須川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°29′47.3948″	137°56′34.8236″
2	35°29′46.7248″	137°56′35.8636″
3	35°29′46.2207″	137°56′36.4026″
4	35°29′46.2230″	137°56′36.8955″
5	35°29′44.4796″	137°56′37.4746″
6	35°29′43.5226″	137°56′37.9107″
7	35°29′43.1075″	137°56′38.0016″
8	35°29′42.6925″	137°56′38.1707″
9	35°29′42.3505″	137°56′38.4467″
10	35°29′41.9385″	137°56′38.5537″
11	35°29′41.8745″	137°56′38.5537″
12	35°29′41.4995″	137°56′38.7417″
13	35°29′41.0694″	137°56′39.0377″
14	35°29′40.6079″	137°56′40.6397″
15	35°29′38.2369″	137°56′43.1186″
16	35°29′34.1750″	137°56′45.5475″
17	35°29′33.5311″	137°56′47.4145″
18	35°29′32.9472″	137°56′47.4514″
19	35°29′32.3332″	137°56′48.1141″
20	35°29′32.2640″	137°56′48.2085″
21	35°29′29.7029″	137°56′49.1245″
22	35°29′29.2969″	137°56′49.0145″
23	35°29′28.9226″	137°56′49.2446″
24	35°29′28.1290″	137°56′49.8372″
25	35°29′26.8122″	137°56′51.3278″
26	35°29′26.7838″	137°56′51.5764″
27	35°29′25.7557″	137°56′52.2774″
28	35°29′25.2657″	137°56′52.8454″
29	35°29′25.2767″	137°56′53.4143″
30	35°29′23.8596″	137°56′53.4513″
31	35°29′23.4286″	137°56′53.6983″
32	35°29′21.3896″	137°56′54.0943″
33	35°29′20.6865″	137°56′54.1083″
34	35°29′20.1956″	137°56′53.0571″
35	35°29′18.8073″	137°56′52.6643″
36	35°29′18.7348″	137°56′52.6289″
37	35°29′17.4905″	137°56′52.1773″
38	35°29′16.7193″	137°56′51.7120″
39	35°29′15.1531″	137°56′51.7777″
40	35°29′14.8504″	137°56′51.9184″
41	35°29′13.8082″	137°56′52.8775″
42	35°29′12.7095″	137°56′55.0371″
43	35°29′11.7170″	137°56′56.4497″
44	35°29′11.6952″	137°56′56.4831″
45	35°29′11.8412″	137°56′57.0191″
46	35°29′10.9192″	137°56′57.9930″
47	35°29′10.1792″	137°56′56.9140″
48	35°29′09.8622″	137°56′55.7531″
49	35°29′10.6002″	137°56′55.3721″
50	35°29′11.8143″	137°56′53.6803″
51	35°29′11.8183″	137°56′52.9883″
52	35°29′11.8155″	137°56′52.3807″
53	35°29′12.2322″	137°56′51.8465″
54	35°29′12.3643″	137°56′51.6674″
55	35°29′13.3663″	137°56′50.6344″
56	35°29′14.6634″	137°56′50.0354″
57	35°29′14.8514″	137°56′49.9405″
58	35°29′15.5824″	137°56′49.6535″
59	35°29′16.1995″	137°56′49.8375″
60	35°29′16.9765″	137°56′49.9685″
61	35°29′17.6895″	137°56′50.4354″
62	35°29′17.8025″	137°56′50.5714″
63	35°29′18.3205″	137°56′50.7814″
64	35°29′19.7186″	137°56′50.6095″
65	35°29′20.4646″	137°56′51.2604″
66	35°29′21.2576″	137°56′51.9054″
67	35°29′21.6696″	137°56′51.6374″
68	35°29′23.0147″	137°56′51.1224″
69	35°29′23.4057″	137°56′50.9834″
70	35°29′24.4997″	137°56′50.5485″
71	35°29′24.5417″	137°56′50.5485″
72	35°29′24.7367″	137°56′50.4185″
73	35°29′25.3638″	137°56′49.7555″
74	35°29′25.5108″	137°56′49.8655″
75	35°29′25.7098″	137°56′49.7435″
76	35°29′25.7428″	137°56′49.3325″
77	35°29′26.6531″	137°56′49.0327″
78	35°29′26.6949″	137°56′49.0004″
79	35°29′27.4029″	137°56′48.2005″
80	35°29′28.6319″	137°56′47.5315″
81	35°29′29.3019″	137°56′47.2106″
82	35°29′30.2180″	137°56′47.2895″
83	35°29′30.5620″	137°56′47.0736″
84	35°29′31.2300″	137°56′46.3676″
85	35°29′31.6170″	137°56′46.0046″
86	35°29′32.0230″	137°56′45.0096″
87	35°29′32.4981″	137°56′43.4326″
88	35°29′33.1401″	137°56′41.6326″
89	35°29′34.6162″	137°56′41.2736″
90	35°29′34.8602″	137°56′41.1096″
91	35°29′35.6082″	137°56′41.0877″
92	35°29′35.9932″	137°56′41.0076″
93	35°29′36.3063″	137°56′41.1740″
94	35°29′36.3622″	137°56′41.1914″
95	35°29′37.4063″	137°56′41.0666″
96	35°29′37.5133″	137°56′40.8896″
97	35°29′37.9033″	137°56′40.0316″
98	35°29′38.2643″	137°56′39.5257″
99	35°29′38.3943″	137°56′38.9087″
100	35°29′38.7474″	137°56′38.1537″
101	35°29′40.5744″	137°56′37.2937″

102	35°29′41.8315″	137°56′36.7377″
103	35°29′42.4225″	137°56′36.1967″
104	35°29′43.3606″	137°56′35.3937″
105	35°29′43.5626″	137°56′35.2037″
106	35°29′44.3677″	137°56′35.3777″
107	35°29′45.4167″	137°56′34.9496″
108	35°29′45.4717″	137°56′34.7976″
109	35°29′45.7157″	137°56′34.5987″
110	35°29′45.9658″	137°56′34.1916″
111	35°29′46.3388″	137°56′33.7176″
112	35°29′46.9728″	137°56′32.9316″
113	35°29′47.0038″	137°56′33.6616″

○国土交通省告示第千六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中口沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した中口沢川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

保手ヶ谷川二

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千十九号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°50′52.1339″	131°04′49.8423″
2	32°50′50.5149″	131°04′49.1195″
3	32°50′49.9154″	131°04′48.8951″
4	32°50′49.5795″	131°04′48.8738″
5	32°50′49.5403″	131°04′47.9830″
6	32°50′50.3546″	131°04′48.0182″
7	32°50′51.6166″	131°04′48.7168″

○国土交通省告示第千六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜ヶ入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県芳賀郡益子町大字益子

赤法花国有林

二九〇林班い小班　一号から六号まで、三十五号、三十六号及び三十八号から四十号まで

二九〇林班ほ二小班　七号から二十号まで

二九〇林班ろ三小班　二十一号から二十七号まで

二九〇林班ろ二小班　二十八号から三十四号まで及び三十七号

○国土交通省告示第千六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜ケ入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千百六十号で指定した釜ケ入沢に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

福岡事業所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	福岡県福岡市博多区中呉服町２番７号
変更後	福岡県福岡市西区愛宕二丁目11番５号

㈡　変更年月日　令和七年十二月一日

○防衛省告示第二百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋕の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋒　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋔　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋕　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三二度二〇分一二秒　㋑　北緯三一度四七分一二秒

㋒　東経一二八度四五分五二秒　㋓　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、㋒と㋓を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、㋒と㋓を結んだ線から北側で㋑

と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十五日（予備、同月十六日から同月十九日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十五日（予備、同月十六日から同月十九日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
七　号　青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富二七番一から同町大字榊字和田一二六番一まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十日

○関東地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二〇号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
笛吹市石和町広瀬字早稲田七三六番一地先から甲斐市宇津谷字大ノ田一二二番一まで	前	A　二二・〇三～九九・〇二（メートル）	一六・三九六（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　〇〇・〇〇～六二・三七	〇・〇六二	
		C　〇〇・〇〇～七八・六〇	二・一八八	
	後	A　二二・〇三～九九・〇二	一六・三九六	
		B　〇〇・〇〇～六二・三七	〇・〇六二	
		C　〇〇・〇〇～八五・七二	二・一八八	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百二十五号　南九州市川辺町両添字矢掛松一〇三七番一から同市川辺町両添字矢掛松一六七九番五まで　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十日

国会事項

衆議院

議決通知
十二月八日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

議案提出
十二月八日議員から提出した議案は次のとおりである。
刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（酒井なつみ外九名提出）
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）
令和七年度特別会計補正予算（特第1号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

議案送付
十二月八日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
高次脳機能障害者支援法案

質問書提出
十二月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書（神津たけし提出）
米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問主意書（神津たけし提出）
国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問主意書（福田玄提出）
医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問主意書（福田玄提出）
未成年の犯罪被害防止に関する質問主意書（藤原規眞提出）
ＮＨＫのサステナビリティについての取組に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問主意書（竹上裕子提出）

質問書転送
十二月八日次の質問主意書を内閣に転送した。
トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問主意書
児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問主意書
旅費法改正の理念と実効性に関する質問主意書
政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問主意書
食品安全委員会事務局の在り方に関する質問主意書
糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問主意書
スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問主意書
最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問主意書

参議院

議案提出
十二月八日衆議院から次の議案が提出された。
高次脳機能障害者支援法案（衆第一〇号）

議案受領（予備審査）
十二月八日内閣から次の議案が送付された。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）
令和七年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五号）
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六号）
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
また、同日衆議院から次の議案が送付された。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功外十名提出）（衆第九号）
高次脳機能障害者支援法案（厚生労働委員長提出）（衆第一〇号）
衆議院議員の定数削減等に関する法律案（加藤勝信外九名提出）（衆第一一号）

議案付託（予備審査）
十二月八日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）
令和七年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）
予算委員会に付託

質問主意書転送
十二月八日次の質問主意書を内閣に転送した。
要介護認定に係る制度の改善に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第五八号）
高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五九号）
公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六〇号）

人事異動

内閣

特命全権大使　渥美　恭弘
同　山本　広行　同　有吉　勝秀
同　内田　立国　同　合田　秀樹
同　福島　功　同　山中　晋一
願に依り本官を免ずる（各通）（十二月五日）
（さいたま地方裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事）判事　金子　修
兼官を免ずる（十二月八日）

財務省

（国税庁課税部課税総括課消費税室長）財務事務官　山本　昌平
（国税庁課税部個人課税課長）同　陰山　英隆
（国税庁課税部法人課税課長）同　秦　幹雄
（国税庁課税部酒税課長）同　江崎　崇
（国税庁徴収部徴収課長）同　佐藤　哲也
（東京高等検察庁検事兼国税庁課税部資産課税課長）検事兼財務事務官　細野　道誉
（総務省自治税務局都道府県税課長）総務事務官　水野　敦志
（総務省自治税務局市町村税課長）同　福冨　茂
（総務省自治税務局固定資産税課長）同　奥田　隆則
相澤　範忠　赤城　諭士　一髙　龍司
出岡　伸和　大畑　智宏　小野　正芳
柏木　英樹　加藤　大吾　近藤　真
下川　映子　澄田　卓哉　角ヶ谷典幸
中村　雅芳　原　俊雄　藤田　隆大
藤谷　武史　溝上　達也　安保めぐみ
山下　雄次　渡邉　明裕
令和八年度税理士試験試験委員に任命する（各通）（十二月十日）

皇室事項

行幸
天皇陛下は、十二月六日午後三時三分御出門、日本山岳会　創立百二十周年記念式典及び記念晩餐会に御出席のため、京王プラザホテル（新宿区）へ行幸、同九時一分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年十二月十日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年10月15日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 (10)第19256号	シミズ・ファイナンス株式会社
東京都知事 (1)第32039号	株式会社メディカル・プリンシプル社
東京都知事 (1)第32040号	みらいネットワーク株式会社
埼玉県知事 （浦10）第00949号	株式会社三井開発
静岡県知事 (8)第02222号	株式会社エム・オー・エー基金
熊本県知事 (1)第02438号	地域ヘルスケアイノベーション１号投資事業有限責任組合

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年９月１日	東京都知事 (5)第31376号	abc株式会社（ＧＦＡ株式会社）

令和７年10月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事 (2)第13011号	積水リース株式会社
大阪府知事 (10)第09038号	株式会社新大阪ファイナンス
東京都知事 (14)第00553号	岡三興業株式会社
福岡県知事 (3)第08687号	株式会社シアーズファイナンス
東京都知事 (1)第31910号	粋裕株式会社

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 占用を制限する区域　区域

南九州市川辺町両添字矢掛松一〇三七番一から同市川辺町両添字矢掛松一六七九番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十一日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人髙木和哉は願により公証人を免ぜられた。

茂木善樹は公証人に任命され、東京法務局所属公証人髙木和哉の後任を命ぜられた。（以上十一月二十八日）

前橋地方法務局所属公証人棚橋哲夫は願により公証人を免ぜられた。（十一月三十日）

千葉地方法務局所属公証人小川浩は願により公証人を免ぜられた。

飯畑勝之は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人小川浩の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人藤原俊二は願により公証人を免ぜられた。（以上十二月一日）（法務省）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続廃止

企業年金基金変更公告

エヌ・ティ・ティ企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告します。

１．変更後の基金の名称　ＮＴＴ企業年金基金
２．変更前の基金の名称　エヌ・ティ・ティ企業年金基金
３．変更年月日　令和７年12月１日

令和７年12月10日　ＮＴＴ企業年金基金
理事長　坂本　秀治

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知することができないので、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年12月10日　西予市長　管家　一夫

１　建築物の所在地
　西予市明浜町高山甲3365番地１
２　建築物の情報
　種　　類　居宅
　構　　造　木造瓦葺２階建
　延べ面積　70.38平方メートル
３　所有者等が行うべき措置の内容
　建築物の除却
４　措置の期限　令和８年１月５日
期限までに３の措置が行われない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
５　動産等の取扱い
　市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
　動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問い合わせ先へ通知すること。
６　問い合わせ先
　〒797―8501　愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1　西予市建設部建設課
　電話0894―62―6410

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.lne.com/ir/notice

（乙）https://www.lhundredmusic.co.jp/notice

令和７年12月10日

東京都渋谷区代々木四丁目三二―一トーシンビルミレニアム六Ｆ

（甲）株式会社１ＨＵＮＤＲＥＤ

代表取締役　鈴木　玄

東京都世田谷区北沢三―三―九

（乙）株式会社１ＨＵＮＤＲＥＤ　ＭＵＳＩＣ

代表取締役　鈴木　玄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月10日

掲載頁　七十五頁（号外第一二七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年11月18日

掲載頁　五十七頁（号外第二五三号）

（丁）掲載　官報

掲載の日付　令和７年８月二十日

掲載頁　九十四頁（号外第一八八号）

令和７年12月10日

横浜市中区尾上町五丁目七六番地

（甲）株式会社明治屋

代表取締役　磯野太市郎

大阪市中央区南本町二丁目二番二号

（乙）合名会社中央亭

社員　株式会社明治屋

職務執行者　磯野太市郎

神戸市中央区東川崎町一丁目六番一号

（丙）株式会社中央亭

代表取締役　金子　聖

東京都中央区京橋二丁目二番八号

（丁）株式会社エムワイ

代表取締役　宮崎　正樹

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により明治ホールディングス株式会社（乙、東京都中央区京橋二丁目四番一六号）が保有するＫＭバイオロジクス株式会社の普通株式（五千八百株）を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.meiji-seika-pharma.co.jp/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年12月10日

東京都中央区京橋二丁目四番一六号

Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａファルマ株式会社

代表取締役　永里　敏秋

組織変更公告

当組合は、農事組合法人の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＦＳ・クルーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当法人の主たる事務所に備え置いてあります。

令和７年12月10日

岩手県盛岡市下飯岡一四地割二八九番地四

農事組合法人ＦＳ・クルー

理事　藤村　勉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

山形県山形市大字船町一〇六九番地

あざす合同会社

代表社員　齊藤　功悦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

東京都足立区西伊興三丁目六番二六号

合同会社Ｗｉｌｌｏｗ　Ｂｒｉｄｇｅ

代表社員　髙柳　弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

神奈川県横須賀市根岸町四丁目六番一七号

合同会社エムズ・トラスト

代表社員　丸山由美子

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和７年12月10日

岐阜県恵那市岩村町富田一九〇七番地一

農事組合法人富田営農

理事　塚田　文彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

大阪市北区西天満五丁目一一番四号三〇三号室

アイテック機工合同会社

代表社員　樋口　照彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

大阪市平野区加美正覚寺一丁目二五番二―二〇四号

合同会社神楽

代表社員　キンソル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十三日であり、組織変更後の商号はククナ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

沖縄県中頭郡中城村字南上原二〇八番地１Ｆ

ＩＲＩＳ合同会社

代表社員　上地　幹大

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和７年12月10日

広島県呉市築地町一番二四号

（甲）株式会社ダイクレ商事

代表取締役　土井　正夫

広島県東広島市西条町助実一七七五番地

（乙）有限会社光和スレート

代表取締役　鳴輪　幸治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。なお、減少する資本金のうち二千四百九十九万五千円を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年12月10日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ―９４

代表取締役　杉本　勇次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年12月10日

長野県佐久市岩村田一〇七五番地二

合同会社Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｈｕｍａｎ　Ｐｏｗｅｒ

代表社員　中里　喜子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一億円とし、減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　一〇八頁（号外第一八八号）

令和七年十二月十日

名古屋市東区東桜一丁目一三番三号ＮＨＫ名古屋放送センタービル一六階

株式会社ウェイストボックス

代表取締役　鈴木修一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十日

香川県高松市多肥上町二三八三番地一

丸五企業有限会社

取締役　川田　直紀

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式及び甲種類株式のそれぞれ一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十日

福岡県大野城市川久保三丁目一番三号

ニックシステムズ株式会社

代表取締役　松浦　豊喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十日

東京都足立区入谷七丁目二二番一〇号

関東フオークリフトサービス株式会社

代表取締役　松尾　善行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十日

兵庫県神戸市中央区磯辺通二丁目二番一〇号

義勇海運株式会社

代表取締役　橋本　陽

株式併合につき通知公告

当社は、株式一〇〇株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、同日における発行可能株式総数は五〇〇株となります。

令和七年十二月十日

東京都北区王子四丁目九番五号

進和株式会社

代表取締役　倪　昌浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十九億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ハチホールディング特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0047/index.html

令和七年十二月十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

令和七年十月二十一日掲載の合名会社暁不動産に係る組織変更公告中、代表社員「楠田　玲子」とあるのは「楠田　怜子」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月十日

扱　店